

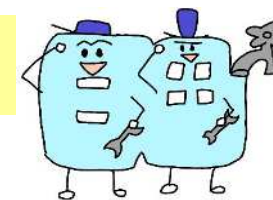
上下水道事業への包括的民間委託の導入について

(パブリックコメント資料)

令和8年6月15日 日田市上下水道局

1. はじめに

市の上下水道事業は、次のような施設を使って、飲み水を作ったり、生活排水をきれいにしたりしています。



【市内の水道施設】

○水道管 591km

○飲み水を作る・送るための施設 75箇所

- ・浄水場 5施設
- ・配水池、取水場、中継ポンプ場 17施設
- ・旧簡易水道浄水場 29施設
- ・給水施設 24施設

【市内の下水道施設】

○下水道管 346km

○下水を送る・処理するための施設 6箇所

- ・処理場 3施設
- ・中継ポンプ場 3施設

○雨水管 38km

これらの施設を

- ①運転操作する(運転管理)
- ②日々の点検や補修を行う(維持管理)
- ③古くなったり傷んだりしたところを作り替える(更新)



ことが市の役割です。



①上野浄水場での運転操作



②漏水したところの補修

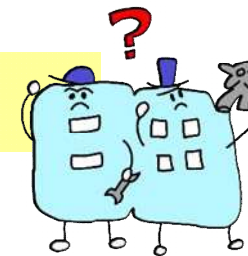


②浄化センターでの水質検査



③水道管移設工事

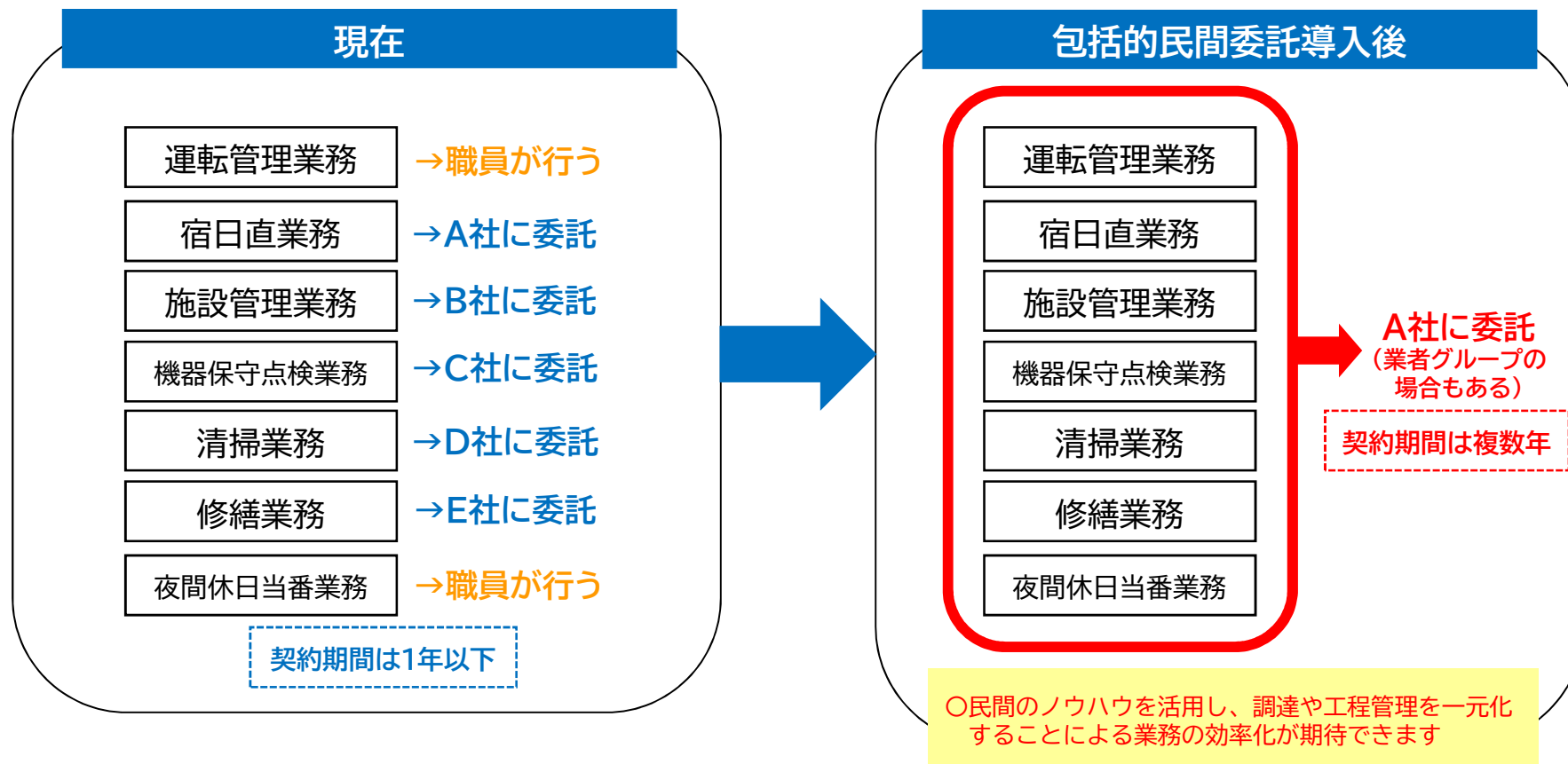
2.「包括的民間委託を導入する」ってどんなこと？



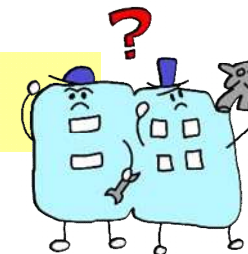
運転管理・維持管理・更新の業務は、細かく分かれており、市の職員が行うものもありますが、多くは民間業者に委託して行っています。現在の委託方法は、一つ一つの業務を様々な業者と契約して行うものです。また、契約期間は1年以下となっています。

包括的民間委託とは、別々の民間業者に委託していた業務をまとめて、一つの民間業者に複数年委託する方法です。市では、この方法を導入したいと考えています。

〈水道事業の例〉



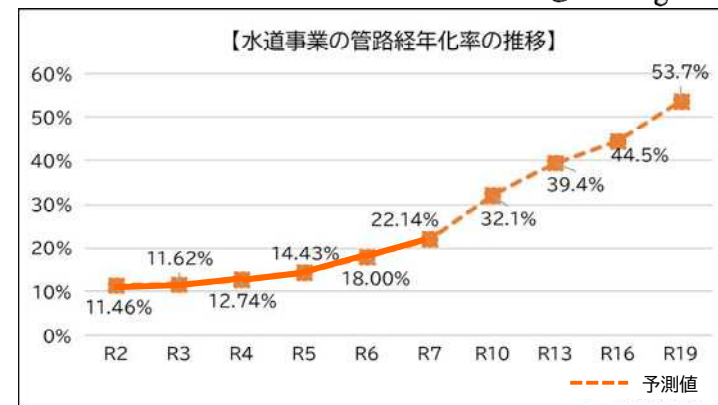
3. なぜ包括的民間委託を導入するの？



市の上下水道事業を取り巻く情勢は、次のようになっています。

①水道施設の更新を計画的に進める必要がある

市の水道事業は、昭和27年に創設され、老朽化した水道管や施設が順次更新時期を迎えています。(右グラフ参照)
「老朽化した水道管が破裂し断水となる」といったトラブルを未然に防ぐためには、計画的に更新を進めていく必要があります。



【管路経年化率】市内の管路のうち、耐用年数40年を経過した管路の割合を表すもの。高いほど管路が老朽化していることを示す。

②浸水対策が急務となっている

近年、全国各地で豪雨災害等が発生しており、本市においても記録的な大雨や局地的、短時間の豪雨が頻発する傾向にあり、各地で河川の氾濫等による浸水被害が増加しています。このような状況へ対応するため、雨水調整池や雨水管の整備が急務となっています。

③人口減少により将来的に技術者数が減少する

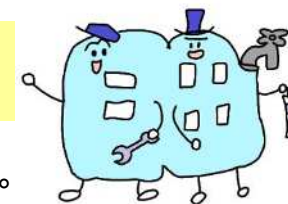
上下水道事業には、土木・電気・機械などの専門性のある技術者が欠かせません。全国的に人口減少が進む中、市の技術者だけでなく、民間業者においても技術者が減少することが見込まれます。
限られた技術者を最大限に活用し、ライフラインを守る必要があります。



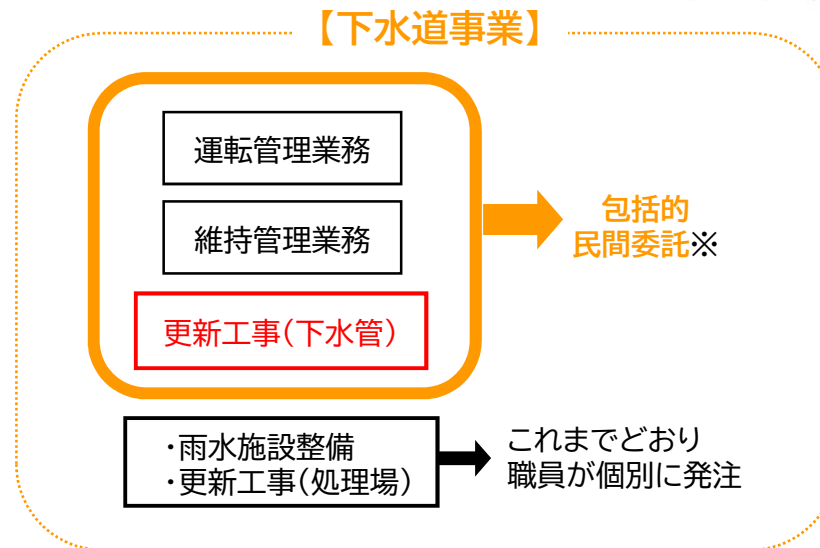
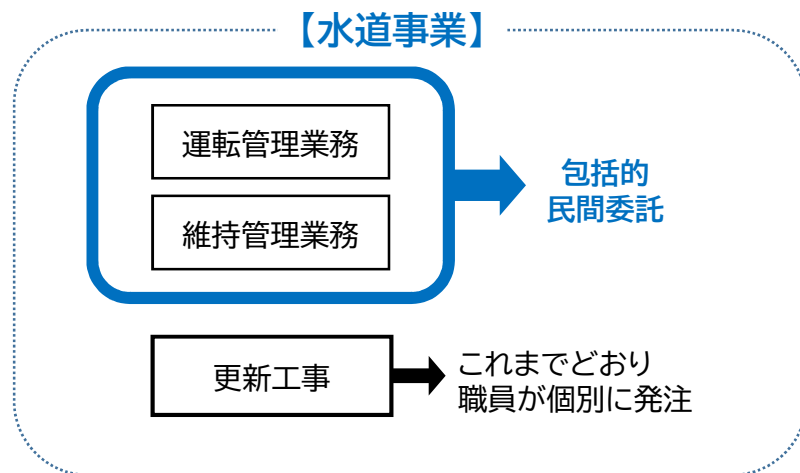
H24九州北部豪雨の状況(丸山一丁目)

技術者の減少が見込まれる状況下(③)で、市は水道施設の更新(①)と浸水対策(②)の対応に力を入れるため、維持管理等の業務を一括して民間へ委託し、効率化を図る必要があるからです

4. 想定する導入の姿



市では、水道事業と下水道事業とで契約期間や委託内容が異なる包括的民間委託の導入を想定しています。

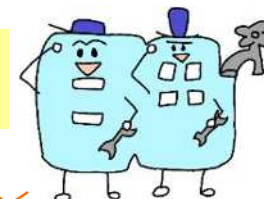


	水道事業	下水道事業
契約期間	3年程度	10年
導入予定時期	令和10年頃	令和11年頃
市と民間の役割分担とその目的	民間が「 運転管理 と 維持管理 」を、市が「 更新工事 」を担当することで、老朽化した水道管や施設の更新を計画的に進めることができる体制を目指します。	民間が「 運転管理 、 維持管理 、 下水管の更新工事 」を、市が「 雨水施設整備 と 処理場の更新工事 」を担当することで、浸水対策に対応できる体制を目指します。 ※維持管理と更新(計画を含む)を一体的に長期契約で民間へ委託するもので、国交省が要件を定めた ウォーターPPP という委託方法に該当します。この委託方法を導入すると、一部の下水道管の工事に国の補助が受けられます。
事業範囲	・給水人口100人以下の給水施設も委託の対象とする	・3つの下水道事業のうち、公共下水道事業にのみ包括的民間委託を導入する(注)

(注)本市の下水道事業は、地域によって3つに分かれています。

①公共下水道事業(旧日田市内の中心部) ②特定環境保全公共下水道事業(大山町の一部) ③農業集落排水事業(大明地区の一部)

5. 導入による上下水道利用者への影響



上下水道事業への包括的民間委託の導入により利用者に影響がある部分は、漏水発見等の通報先が、市ではなく委託を受けた民間業者となることが挙げられます。その他、上下水道サービスの利用方法や手続きに大きな変更はありません。

なお、漏水等が起きた際、民間業者が通報を受け、初動から修繕まで一連の対応を行うため、迅速な状況の回復が期待されます。

万一、民間業者の対応に問題があった場合は、市が責任を持って指導します。

6. 導入にあたっての市の考え

○これまでどおり市が責任を持って取り組みます

包括的民間委託の導入は、施設の所有権も運営権も民間に移るものではないため、“民営化”ではありません。導入した場合でも、料金設定や重要な計画策定など、根幹となる部分は市が行い、上下水道事業における最終的な責任は市にあることに変わりはありません。

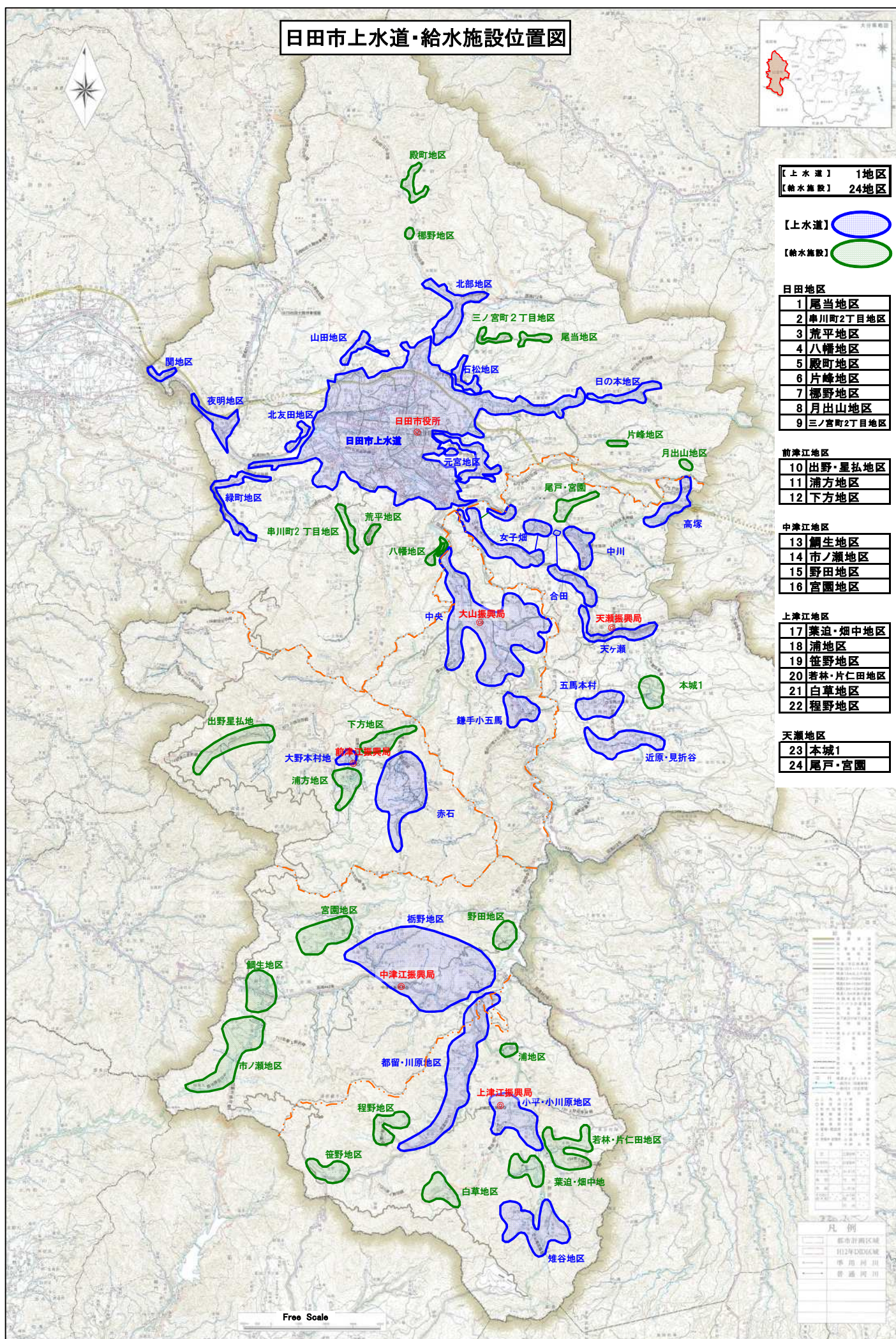
委託業務の履行確認をしっかりと実施し、これまでどおり責任を持って業務に取り組みます。

○サービスの維持に努めます

包括的民間委託を導入する際には、契約書類に民間が履行するべきサービスの水準を明記し、その水準を満たしているか定期的に市が業務監視を行います。業務監視を確実に実施し、サービスの低下を招くことのないよう努めます。

包括的民間委託の導入は、将来にわたって持続可能な上下水道事業とするための仕組みづくりを行う取組です

日田市上水道・給水施設位置図



日田市公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水区域図

